

久喜市議会  
平成26年9月定例会  
市長提出議案質疑通告

平成26年9月12日（金）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第50号 平成25年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について】

通告第2号 猪股 和雄 議員	1
通告第3号 春山 千明 議員	2
通告第4号 渡辺 昌代 議員	3
通告第5号 石川 忠義 議員	3

### 【議案第61号 平成26年度久喜市一般会計補正予算（第3号）について】

通告第1号 矢崎 康 議員	4
通告第2号 猪股 和雄 議員	4
通告第4号 渡辺 昌代 議員	4
通告第6号 平沢健一郎 議員	5
通告第7号 川辺 美信 議員	5
通告第9号 杉野 修 議員	5

### 【議案第69号 久喜市税条例等の一部を改正する条例】

通告第4号 渡辺 昌代 議員	6
通告第7号 川辺 美信 議員	6

### 【議案第70号 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例】

通告第2号 猪股 和雄 議員	7
----------------	---

### 【議案第71号 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】

通告第3号 春山 千明 議員	8
----------------	---

### 【議案第74号 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】

通告第8号 石田 利春 議員	9
通告第9号 杉野 修 議員	9

### 【議案第75号 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例】

通告第8号 石田 利春 議員	10
----------------	----

### 【議案第76号 久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】

通告第2号 猪股 和雄 議員	11
----------------	----

### 【議案第77号 久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例】

通告第8号 石田 利春 議員	12
----------------	----

## ○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) 久喜市の財政調整基金は24年度末積立金現在高45億3900万円から、25年度末には53億7900万円に増額となり、標準財政規模の17%、市民1人あたり3万5000円となった。県内で4位か5位と思われる。

第3号補正予算の基金繰入金の減額によって、26年度末の見通しでは50億円と言われている。しかし減る減ると言いながら、実際には毎年急増している。26年度末は60億円くらいにはなると推測される。標準財政規模の20%、市民1人あたり3万8000円というのは、県内40市中で3位くらいと思われる。

昨年9月議会では「可能な限り高い水準を保つべき」と適当な額とか割合とか目標とかには関係なく、多ければ多いほどいい、青天井で積み立てていくという考え方になった。標準財政規模の比率も、市民1人あたりの金額も、県内でトップになるのも近いと思われる。

貯金を増やすためには、新規事業や市民サービスをできるだけ抑制してでも積み立てていくのがいちばん効率的であるが、そういう方針か。

(2) 中期財政フレームでは26年度末の財調基金残高は40億円とされているが、今回の補正予算段階で50億円超は確実となった。実際には60億円近くになると推測される。計画と結果の乖離がこんなに大きい状況では、「財政が厳しい」と言っても、久喜市の財政運営は信用されなくなる。財調基金が多ければ多いほどいいと言うのではなくて、市民に対して、目標なり目安なりを示すべきではないか。

(3) 指定管理者推進事業の事務事業評価で、事業の方向性を「改善」とし、「評価方法の見直しについて検討する必要がある」としているが、「評価方法の見直し」の内容を示されたい。

(4) 26年度にアセットマネジメントを行っていくための前提として、昨年度に「公共施設白書」を策定した。この白書はどのような位置づけで、どのように作成し、これをどう使うのか。このデータを基に、アセットマネジメントを行えるとは思えないが、見解を伺う。

すべての公共施設の概要や経費、利用者数などを並べただけ。たとえば、放課後児童クラブを、新しい施設、古い施設をただ並列で並べることに何の意味があるか。校舎内に設置された学童は校舎の建設年を記しただけ。学校施設、文化施設、体育施設、障害者施設、公民館やコミセン、学校給食センターなども、種類ごとに並べて、種類ごとの経費の総額をそれぞれ集計しただけだが、それぞれの個別の施設の状態や維持管理経費がどうなっているかが必要なのではなかったか。

- (5) 職員の時間外勤務は全部署の年間平均で1人1か月に12時間だが、部署によって大きな偏りがある。特に多いのが、人事課40時間、生活安全課、社会福祉課、障がい者福祉課、教育総務課などが22～25時間、国民健康保険課、介護福祉課などが20時間弱となっている。一時的・季節的でなく、年間を通して時間外勤務が多い。業務量と職員配置に問題があるのではないか。
- (6) 事務事業評価のあり方について
- 評価シートが大きく見直しされ、今後の方向性に結びつくような実質的な事務事業評価ができるように改善されたと評価する。
- さらに改善が必要と思われる点について、考え方を伺う。
- ア 事業の必要性、有効性に、効率性の評価を加えるべきではないか。
- イ 総合評価「A」は「計画通り実施又はいっそうの充実を図る」となっているので、必要性、有効性が評価されても、今後の方向性は「現状維持」となってしまう。本来、「現状維持」と「いっそうの充実を図る」は区別した方がいいのではないか。
- ウ 評価にあたっては、常に改革、改善を考慮するべきで、そのようなシートにするべきではないか（「改善計画」の記載）。
- (7) 具体的な事業評価について、疑問がある。2例だけあげる。
- ア 久喜市立図書館の現状は、人口1人あたり図書購入費は県内平均151円に対して153円とほぼ平均並み、1人あたり蔵書冊数は平均3.07冊に対して2.85冊、1人あたり貸し出し冊数は5.64冊に対して4.61冊と少ない。事務事業評価でも「図書購入費は人口1人当たり165.8円であり、人口1人当たりの年間貸出数、蔵書数ともに伸び悩んでいる」としていながら今後の方向は「現状維持」である。「拡大基調」または「改革」「改善」として、方向性を示すべきではないか。
- イ 新エネルギー導入事業も、事業評価、必要性、有効性を評価しておきながら、事業の方向性は「現状維持」である。目標がないから、現状維持指向となってしまうのだが、これも本来は「拡大基調」とすべきではないか。

## ○ 通告第3号 春山 千明 議員

- (1) 全体の不用額をどのようにとらえているのか。それぞれの理由はあるかと思うが款ごとに見ても前年度より増えている部分が多い。不用額が多くなると予算編成の精度が低いという印象を受ける。その時々で状況で財政調整基金に戻すなどの対応をしていくべき部分もあるかと思うがいかがかその考え方を伺う。

## ○ 通告第4号 渡辺 昌代 議員

- (1) P30、31 13、国庫支出金 2、国庫補助金の地域の元気臨時交付金で伺う。
- ア この交付金の総額はいくらか。決算事前資料の普通交付税総括表と違うが、説明を伺う。この交付金のあてられた事業を伺う。
  - イ 地域の元気臨時交付金の算定方法について伺う。
  - ウ 財源は地方公務員給与費削減7.8%であったと考える。久喜市の削減額はいくらか。  
この削減額の内、国予算では、0.3兆円が予算化された。これは、東北支援という事由と算定方法も含め、かなりずれていると思わざるを得ない。交付税として措置されたから良いというものにかたづけられないと考えるが、市の考えを伺う。
- (2) P300からの土木費で伺う。
- ア 土木費の中で地元業者に発注したものは全体の何%になるか。地域経済への影響額はどれくらいか。
  - イ 平成24年度と比べるとどうか。
  - ウ 目標とした数値と比べるとどうか。

## ○ 通告第5号 石川 忠義 議員

- (1) 平成25年度の長期延滞債権の債権別の件数と額。
- (2) 平成25年度の保育園保育料と学校給食費の過年度分の徴収事務はどのように行ったか。

○ 通告第1号 矢崎 康 議員

(1) P36 骨髄等移植ドナー助成金について

- ア 事業の目的は。
- イ 対象となる移植方法は。
- ウ 有給休暇のある方も助成となるか。
- エ 将来、何人分位まで助成を考えているか。
- オ 事業開始時期と周知は。

(2) P34 病児保育について

- ア どの地区に何か所設置するかなど、どのような方法で実施する方針か。
- イ スケジュールも伺う。

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) P34 放課後児童クラブ施設改善が、順次進んでいるが、各施設の全体的な改善計画（年次計画）を示していただきたい。

(2) P34 病児保育施設整備事業は、市内何カ所に設置する方針か。

○ 通告第4号 渡辺 昌代 議員

(1) P12 県支出金、緊急雇用創出基金市町村事業費

P24 総務費、納税コールセンター事務委託料について目的を伺う。

## ○ 通告第6号 平沢 健一郎 議員

P 4 6 土木費 5公園費 7 (仮称) 菖蒲運動公園整備事業について問う。

- (1) 設計のコンセプトはどのようなものなのか。
- (2) 指定用途期日が財産の引き受け後2年以内となっているが、公園の整備までどのように進められるのか。
- (3) 地元との調整や市民の意見を設計に反映していく意図をお持ちのようだが、市民の意見を聞く機会をいつ、どのように設けるのか。

## ○ 通告第7号 川辺 美信 議員

- (1) 予算書P 4 2～4 7 8土木費 (歳入P 1 2～1 3)  
増額補正になっているのに、国庫支出金が減額となっているのはなぜですか。
- (2) 予算書P 4 2～4 3 8土木費 3道路新設改良費  
市道久喜2 1 1号線、道路改良事業の増額の理由と今後の見通しは。
- (3) 予算書P 4 4～4 5 8土木費 1都市計画総務費  
液状化対策推進事業の増額の理由を明らかにしてください。

## ○ 通告第9号 杉野 修 議員

8款土木費 都市計画費 東鷲宮駅周辺整備事業 東鷲宮駅東西連絡地下道バリアフリー化工事について

- (1) 入札、契約、着工から供用開始までのスケジュールを伺う。
- (2) 西側のJR施工部分、東側の市施工部分のうち、東側部分はどういう入札・契約の流れになるのか。
- (3) 地下道の利用に不便をきたさないようどういう手立てを講じていく計画か伺う。

**○ 通告第4号 渡辺 昌代 議員**

- (1) 第1条「外国法人」から「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有しない法人」に変わるにより、税収での変化はどのようになるのか。
- (2) 「恒久的施設をもって」に変わるにより、税収での変化はどうか。
- (3) 自動車取得税の廃止を段階的に行う代わりに、軽自動車税の税率が改められることとなった。なぜ、引き換えのように低所得者層の方に使用が多い軽自動車税の増税なのか。納得がいかないものであるが、市はどうとらえているか。
- (4) 地方税法附則第15条の改正に伴う「わがまち特例」に追加となる資産税は、一般市民に影響が出るものなのか。それであれば、参酌して決めた基準は、市民の負担軽減の率であるべきではなかったか。

**○ 通告第7号 川辺 美信 議員**

- (1) 軽自動車を利用している市民は、普通自動車に比較して軽自動車税が安いという理由が大きいと言われていています。増税をすべきではないと思うがいかがか。



○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) 第3条で、65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を、重度心身障害者医療費支給事業の対象外とするのはなぜか。

65歳未満なら全額支給されるのに、65歳以上であれば（後期高齢者医療に加入した場合の）1割を負担させることになる政策判断をした理由を説明されたい。

(2) 埼玉県からの1/2補助分がカットされるが、その分を久喜市で負担して支給を継続すべきではないか。

(3) 新たな市の負担増を避けるのであれば、県の1/2補助分を差し引いて、久喜市の負担分だけを継続して、65歳以上の重度心身障害者に対する医療費1/2軽減事業として、久喜市の独自補助制度を行う方法も可能である。これなら久喜市の新たな負担増とはならない。

市長の判断を求めるが、いかがか。

議案第 7 1 号	久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
-----------	--

## ○ 通告第 3 号 春山 千明 議員

- (1) 平成 25 年 2 月議会においてこの条例案が提案されたときに「暴力団関係者」の文言を入れるべきとの考え方から本会議、委員会での質疑をしてきた。その結果、最終的に平成 24 年 3 月に開かれた「第 4 回久喜市介護保険運営協議会」で再度の話し合いがもたれた。結果は「関係者は含めない、ただし今後の状況を見極め必要に応じて見直しをしていく」と確認されただけに留まった。その後、今回の改正案を協議会に諮問し今議会に提案がされた。見直しをする必要がある状況が見極められたのだと推測するがどのようなものだったのか、経緯を伺う。

○ 通告第8号 石田 利春 議員

(1) 小規模保育事業は、ABC型としている。それぞれ保育士の配置はどのようになるのか。考え方を伺う。

○ 通告第9号 杉野 修 議員

(1) 第6条(保育所等との連携)家庭的保育事業者等が、連携協力を行う保育所等を「適切に確保しなければならない」とあるが、市は確保することへ支援は講ずるか伺う。

(2) 第16条(食事の提供の特例)連携施設からの搬入は個々の施設の責任で行なうのか、あるいは市の関与はあるか伺う。

(3) 第29条小規模保育事業所A型、第31条のB型の文中、「調理施設」「調理員」とあるが、基本は「自園調理」なのか伺う。

(4) 第34条(職員)小規模保育所C型には、保育士資格のある職員配置になるか伺う。

○ 通告第8号 石田 利春 議員

(1) 第7条 あっせん、調整及び要請に対する協力について

これまで、認可保育所に在園していた子どもは、今後もこれまでの在園を希望した場合、在園が保障されるのか。

(2) 地域型保育、小規模保育で保育を受けることになったとしても、希望が認可保育所である場合、認可保育所への入所権利はあると考えてよいか。

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) 現在の市内学童保育所の第9条の専用区画について

ア 平均面積は、何㎡か。

イ 最近新たに建設した施設では何㎡となっているか。

ウ 1.65㎡の基準未満の学童保育施設は何か所か。

エ 久喜市として、1.65㎡よりも上回る基準を定めた上で、経過措置を定め、速やかに基準を達成するよう進めるべきではないか。

## ○ 通告第 8 号 石田 利春 議員

- (1) 未就学児は何名で、その内、幼稚園、保育園、認定こども園に就学している人数は。
- (2) 在園児が「認定」とならないケースがあるか。その事例はどのような事例がかんがえられるか。例として、在園児が保育必要量の基準に満たない場合はどうか。
- (3) 祖父母や親族と同居しているが、保育の必要性の基準に該当し保育を希望する場合、認定はどのようになるか。